

令和 7 年 4 月 1 日

患者様及びご家族各位

【 選定療養費 】

- ・ 規定する回数を超えたりハビリテーション料

当院では、医科点数表等に規定する回数を超えて受けるリハビリテーションに関しては、保険給付がなくなる為、その分を患者様にご負担頂く事が健康保険法により定められております。当院では保険給付適用の医療費と別に保険外併用療養費（※選定療養費）として、リハビリテーション 1 単位（20 分）当たり以下の料金を徴収させていただきますので、ご了承の程お願いいたします。

- | | |
|--------------------|---------|
| ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料 | 2,695 円 |
| ・ 廃用症候群リハビリテーション料 | 1,980 円 |
| ・ 運動器リハビリテーション料 | 2,035 円 |



埼玉セントラル病院 病院長